

NEWS LETTER

2012年10月12日(金)

〒161-0032 東京都新宿区中落合 3-29-11 島田ビル

山田恵美子税理士事務所

TEL 03-3953-5587 FAX 03-3953-5594

Email yamada@tax-tax.jp

成年後見と税金

成年後見制度と特別障害者控除

民法の規定ぶりからすると、成年被後見人は「特別障害者」に当たるように思われますが、これまで障害者手帳や他の証明手段で「特別障害者」として扱われていたにすぎませんでした。

成年被後見人であれば特別障害者と認定

このほど名古屋国税局が、成年被後見人として家庭裁判所の審判を受けた者は無条件に特別障害者に該当する旨の文書回答を公表しました。成年後見人をつける人は認知症、精神障害などで判断能力が欠ける者とされていますが、これまでは成年後見人がついている人でも特別障害者に該当するかどうかは個別に判断する必要がありました。成年後見の事実は法務局が発行する登記事項証明書により確認することができますが、特に添付書類の提出は求められていません。

控除額

通常障害者1名につき 270,000円
特別障害者1名につき 400,000円
特別障害者と同居している場合には
1名につき 750,000円

成年後見制度

成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」の2種類があります。法定後見は現在判断能力が不十分な者に家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度であるのに対し、任意後見は本人が判断能力がある間に自分で任意後見契約を結び、その後判断能力が低下したとき、はじめて後見人が選ばれるというものです。成年後見人に選ばれた者は、成年被後見人の財産を管理し、財産の処分等の法律行為について代わって行うことができ、成年被後見人が病気などから回復し判断能力を取り戻すまで、または亡くなるまでの間、その責任を負います。

代表者が成年被後見人になったら

成年被後見人は会社法により取締役にはなれません。ですから任意後見から契約が始動した場合には、直ちに役員変更を行う必要があります。

では、成年被後見人が会社の筆頭株主である場合にはどうなるのでしょうか？

本人が株主総会開催の意思表示も、議決件行使もできず、株主総会自体が開催できない恐れもあります。成年後見人はこのような場合、法定代理人として株主権を行使できることになっていますので、あらかじめ後継者との間に任意後見契約を結ぶことも一案です。